焼建布包給基本条例を考える布民会議ニュース

まちづくり回覧板

~みんなでつくる自治基由条例?



平成25年5月

第二期PI活動の進め方について話し合いました

平成25年4月19日(金)午後7時から焼津市役所にて、第20回焼津市自治基本条例を考える市民会議を開催しました。

はじめに、市民会議のこれまでの活動の 成果としての「焼津市自治基本条例を考える市民会議素案」について確認しました。

今後、この素案をもって市内各地にうかがい、できるだけ多くの皆さんと対話し、一緒に焼津市で自治基本条例をつくる意味について考えていく予定です。その活動を「第二期PI活動」と言っています。

ちなみに、第一期PI活動は、昨年の6~9月に「コミュニティ」「子育支援」「産業」、「福祉・高齢者」「市民活動団体」のテーマ別の班で市民との対話集会(計32回)やPR活動を行い、1285人の方に参加していただきました。今回の「市民会議素案」は、第一期PI活動でいただいた2000以上のご意見を活かして作成しています。

話し合いでは、第二期PI活動の進め方について検討を行いました。今回の対話集会は、地域別に市内の9つの公民館を会場に行っていくこととし、4つの班で、担当する会場で参加者を多く集めるには?より充実した会にするためには?といったPI活動の具体的進め方について、第一期の経験も踏まえ、話し合いを行いました。

また、各班から 1 名ずつP I 活動推進委員を選出し、次回までに今回の話し合いをもとにした進め方の案や対話集会で使う資料について検討するための打ち合わせを行うこととなりました。



◇自治基本条例豆知識◇

〇自治基本条例づくりでの市民同士の対話

日本初の自治基本条例は平成 13 年に施行された北海道ニセコ町の条例ですが、本格的な市民参加の条例づくりは東京都の多摩市(16 年条例施行)で行われました。約60人の公募市民が12年11月から2年弱で数えきれない程の会議を行い、市民案を作成しました。その後、多くの自治体で市民参加による条例の検討が行われています。

市民同士の対話やPR(PI活動)を重視した条例づくりは、神奈川県大和市(17年条例施行)で行われ、その後、千葉県流山市(21年条例施行)などでさらに発展しています。対話集会やワールドカフェ、「魚河岸シャツ」ファッションショーでのPR活動など様々な工夫を取り入れた焼津市の条例づくりの活動は、全国的にも先進的でユニークな進め方といえると思います。

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議

事務局: 焼津市総務部政策企画課電話: 054-626-2141 (直通) E-mail: kikaku@city,yaizu,lg,jp